

### 越谷市税条例・越谷市都市計画税条例を改正しました

地方税法の一部改正に伴い、越谷市税条例・越谷市都市計画税条例を改正しました。

〈基礎控除等の所得制限の導入〉基礎控除および調整控除について、平成33年度分の個人住民税から、前年の合計所得金額の区分に応じて控除額が通減・消失する仕組みによる所得制限を導入します。

〈法人市民税の電子申告の義務化〉資本金の額が1億円を超える法人等の特定法人について、

て、32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人市民税の申告から、電子申告による申告書の提出を義務化します。

〈先端設備等に係る固定資産税課税標準特例措置の創設〉生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業者が、新規に導入する一定の先端設備等の償却資産に係る固定資産税の課税標準を3年間に限りゼロとします。

〈市たばこ税の税率引上げなど〉▽30年10月1日以後の売渡し分から、段階的に市たばこ税の税率を引き上げます。▽30年10月1日以後の売渡し分から、加

### 平成30年度固定資産税・都市計画税の第2期分の納期限は7月31日(火)です

熱式たばこの課税方式が見直され、重量と価格から紙巻たばこの本数へ換算する方式へ、段階的に移行します。▽旧3級品紙巻たばこの税率特例廃止に伴う一般の紙巻たばこ税率への引き上げ時期を31年4月1日から31年10月1日に延期します。

▽30年10月1日以後の売渡し分から、段階的に市たばこ税の税率を引き上げます。▽30年10月1日以後の売渡し分から、加

### 国保のお知らせ

#### ◆納税通知書を送ります

平成30年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替をご利用の方には通知書のみ)を7月17日(火)に発送します。年金からの差し引きを10月から口座振替に変更希望の場合は、7月31日(火)までに、保険証、振替口座の通帳と届出印(新たに口座振替をお申し込みの方のみ)をお持ちのうえ、国民健康保険課または北部・南部出張所で申請ください。

保険証を7月下旬ごろまでにお送りします。保険証は簡易書留郵便で配達しますので、受領印を押したうえで配達員からお受け取りください。

また、保険証は住民登録の住所にお送りします。アパートやマンションにお住まいの方は、棟や部屋番号までご登録ください。住民登録の住所以外にお住まいの方には、保険証が配達されない場合があります。

\*留守中に配達された場合は不在票が入ります

◎国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新は手続きが必要です

▽8月1日以降の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を希望される方 囲新しい保険証、世帯主と認定証が必要な方のマイナンバーが分かるもの、窓口に来られる方の本人確認ができるもの、世帯主の印鑑(認印) 囲

なお、普通徴収の方で、口座振替を希望される場合は、決定通知書に記載されている記入例等をご確認のうえ、同封の口座振替依頼書を、国民健康保険

課、北部・南部出張所または越谷市が指定する金融機関等へご提出ください。

\*納期限を過ぎた納付書やバーコードがついていない納付書は、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません

国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎963319170

直接左記へ 国民健康保険課(第二庁舎1階)▽国民健康保険証について: ☎963319146、▽国保の限度額適用(標準負担額減額)認定証について: ☎963319154、▽後期高齢者医療制度について: ☎963319170

◆後期高齢者医療保険料の納入通知書を送ります

普通徴収(口座振替または納付書による納付)の方に「後期高齢者医療保険料決定通知書」を7月11日(水)に発送します。平成30年度の年間保険料額、納期限、各期別納付額をご確認のうえ、納期限内の納付にご協力ください。

なお、普通徴収の方で、口座振替を希望される場合は、決定通知書に記載されている記入例等をご確認のうえ、同封の口座振替依頼書を、国民健康保険

### 市役所南側低層部分の解体等工事を行います

市では、新庁舎建設に関連する工事として、市役所南側低層部分建物、消防水利となっている池、庭園の一部等の解体工事を下記のとおり行います。

- 〈整備スケジュール(予定)〉
- ▷構造壁設置工事…7月中旬～9月下旬
  - ▷解体工事…9月上旬～平成31年1月下旬
  - ▷整地等工事…31年2月上旬～3月中旬
- 解体工事に伴い、仮囲いを設置しますが、工事エリア内には立ち入らないようお願いいたします。また、市民課の窓口の配置が一部変更になります(詳しくは4面参照)。なお、市役所南側駐車場は従来どおりご利用いただけます。工事期間中は安全対策に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。



問庁舎管理課 ☎966-9134

表1 保険料率

	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割額	4万2,070円	4万1,700円
所得割率	8.34%	7.86%

表2 所得割額の軽減

	平成29年度	平成30年度
所得割額の軽減割合	2割	軽減なし

\*賦課のもととなる所得金額(前年中の所得から基礎控除額[33万円]を控除した額)が58万円以下の方(年金収入のみの方は、年金収入211万円以下の方が該当)が対象です

表3 被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減

	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
均等割額の軽減割合	7割	5割	資格取得後2年を経過する月までは5割軽減(その後は軽減なし)

表4 所得の少ない被保険者に対する軽減判定の基準所得額

均等割額の軽減割合	世帯主および同一世帯内の被保険者の前年中の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額
	平成29年度	平成30年度	
8.5割軽減	33万円以下	変更なし	6,250円/年
9割軽減	8.5割軽減の対象となる世帯のうち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)	変更なし	4,170円/年
5割軽減	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)以下	33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)以下	2万850円/年
2割軽減	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)以下	33万円+(50万円×世帯の被保険者数)以下	3万3,360円/年

### 後期高齢者医療保険料が変わります

「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正に伴い、後期高齢者医療保険料が次のとおり変わります。

▽保険料率について: 表1のとおり

▽所得割額の軽減について: 表2のとおり

▽均等割額の軽減について: 表3のとおり

▽被用者保険(※)の被扶養者であった被保険者に対する軽減については表3のとおり。所得

の少ない被保険者に対する軽減判定の基準所得額については表4のとおり

\*被用者保険: 協会けんぽ(旧「政府管掌健康保険」)、健康保険組合、共済組合、船員保険のこと

同一世帯内の世帯主および

被保険者の前年中の所得申告が必要となりますので、所得の申告を済ませようお願いします。なお、税法上の扶養となつていても所得の申告が必要となります。また、軽減判定は自動で行い、軽減後の保険料額が通知されます。

国民健康保険課 ☎963319170